

## 水戸市物品調達に係る電子調達の実施に関する要項

平成27年12月9日

水戸市告示第278号

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号。以下「規則」という。)第282条の規定に基づき、物品調達に係る規則第119条第2項第3号の規定による入札及び同号に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用する方法による規則第130条に規定する見積書の徴取(以下「電子調達」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(電子調達の対象)

第2条 電子調達の対象は、水戸市物品調達等の契約事務に関する規程(平成7年水戸市規程第10号。以下「物品調達規程」という。)第8条に規定する水戸市物品調達審査会が電子調達を行う旨を決定した物品の購入とする。

(電子調達に参加できる者)

第3条 電子調達に参加できる者(以下「参加者」という。)は、物品調達規程第5条に規定する認定業者とする。

(電子調達の通知)

第4条 市長は、電子調達を行う場合は、指名競争入札にあつては指名競争入札の通知書に、随意契約における見積合わせにあつては見積依頼の通知書に、その旨を記載するものとする。

(書面による入札書等の提出)

第5条 参加者は、その使用に係る電子計算機の不具合その他やむを得ない理由により電子情報処理組織を使用する方法により入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)を提出することが困難なときは、市長の承認を得て、前条に規定する指名競争入札の通知書又は見積依頼の通知書に記載した提出期間内に持参により入札書等を市長に提出することができる。

2 市長は、停電その他やむを得ない事情により全ての参加者が電子情報処理組織を使用する方法により入札書等を提出することが困難であると認めるときは、持参により入札書等を提出するよう参加者に指示するものとする。

3 前項の規定による指示を受けた参加者は、入札書の提出にあつては市長が別に定める入札日時に、見積書の提出にあつては前条に規定する見積依頼の通知書に記載した提出期間内に行わなければならない。

(開札等)

第6条 市長は、電子調達において入札金額又は見積金額の内訳を記載した書類の提出を求めた場合は、開札又は見積合わせの際に当該書類を確認するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による入札書等の提出があつたときは、開札又は見積合わせの際に当該入札書等に記載された金額を電子情報処理組織に登録するものとする。

3 市長は、電子調達における開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと

認めるときは、この限りでない。

(くじの方法)

第7条 電子調達における地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の9の規定によるくじは、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、電子調達の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、平成28年1月1日から施行する。

(水戸市電子入札の実施に関する要項の一部改正)

2 水戸市電子入札の実施に関する要項(平成22年水戸市告示第232号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水戸市工事及び委託業務に係る電子入札の実施に関する要項

第1条中「基づき、」の次に「工事及び委託業務に係る」を加える。